

国際会計基準審議会の公正価値測定に関する予備的見解の分析

－米国財務会計基準ステートメントとの比較を通して－

小西 範幸・藤原 華絵

はじめに

公正価値測定でのディスクロージャーは、財務報告の利用者にとっては有用性が高い。しかし、個々の会計基準において用いられている公正価値測定の会計処理が異なっているため、それらの比較可能性や信頼性が保たれていない。そのためか、公正価値測定の導入拡大に対して懐疑的な見解が見受けられる。

本稿の目的は、国際会計基準審議会（IASB）が2006年11月に公表した討議資料「公正価値測定」¹（IASB DP）において収められている公正価値測定に関する予備的見解を分析することにある。この予備的見解は、公正価値測定の首尾一貫した会計上の手続きを行うために、米国の財務会計基準審議会（FASB）が2006年9月に公表した財務会計基準書第157号「公正価値測定」²（SFAS157）を出発点として、換言すれば、叩き台として展開されている。そこで、本稿では、SFAS157との比較によって明らかにした論点を通して、予備的見解の理解を進めていくことにする。

SFAS157の公表までには3つのステートメントが公表されていた。それは、2004年6月公表の公開草案「公正価値測定」³（ED）、2005年10月公表のワーキングドラフト「公正価値測定」⁴（05WD）、2006年3月公表の改訂ワーキングドラフト「公正価値測定」⁵（06WD）である。本稿では、これらのSFAS157公表までの過程で変遷していったいくつかの論点を整理し、それら変遷の理由の検討を通して、さらに予備的見解の理解を深めていくことにする。これらの理解は、公正価値測定でのディスクロージャーをどのように拡大していくべきかについての検討の手がかりとなる。

-
- 1 IASB, *Discussion Paper*, "Fair Value Measurements, Part 1: Invitation to Comment," IASB (2006.11).
 - 2 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.157*, "Fair Value Measurements," FASB (2006.9).
 - 3 FASB, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards*, "Fair Value Measurements," FASB (2004.6).
 - 4 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.15X*, "Fair Value Measurements," FASB (2005.10).
 - 5 FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No.15X*, "Fair Value Measurements," FASB (2006.3).

I 公正価値測定基準に関するコンバージェンスの現状

1 IFRS へのコンバージェンス

IASB と FASB は、米国の一般に認められた会計原則 (GAAP) と国際財務報告基準 (IFRS) との間のコンバージェンスを確保し、世界の資本市場で用いることのできる高品質で共通の会計基準の策定を共通の目的とするというお互いの姿勢を再確認する覚書 (Memorandum of Understanding: MOU) を、2006年2月に公表した。MOU に記載されたコンバージェンスの作業プログラムは、米国で登録している IFRS 適用の非米国企業に差異調整表を要求する規定を取り除くために、IASB、FASB および欧州委員会 (EC) と協議した上で米国証券取引委員会 (SEC) が策定した「ロードマップ」に係る基準設定に反映される。本作業プログラムは公正価値測定に関するプロジェクトも対象としている⁶。

2007年11月15日には、米国で登録している非米国企業の財務報告に IFRS を用いることを容認するための SEC 規則案が承認され、非米国企業は GAAP と IFRS の選択適用が可能になった。ここでの IFRS は、ピュア-IFRS、すなわち IFRS をそのまま、または自国語に翻訳して採用すること (adoption) であり、豪州や韓国のコンバージェンスがこれにあたる。

2007年8月に企業会計基準委員会 (ASBJ) と IASB との間で「東京合意」が締結された。ここでは、2005年に欧州証券規制当局委員会 (CESR) によって行われた IFRS との同等性評価の作業を踏まえて、26ある IFRS に対する日本の会計基準の差異項目の解消が2008年までに、また、それ以外の残りの差異については2011年までに完了するというものであった。ここでのコンバージェンスは相互承認である。コンバージェンスには、その他にも IFRS の一部を採用しない (カーブアウト) 自国版 IFRS を適用している EU 諸国の例があり、その定義や内容は多様であるというのが現状である⁷。

2 予備的見解公表の経緯

FASB は2006年9月に SFAS157を公表したが、当該基準書に関する作業は、MOU が2006年2月公表されたときにはかなり進捗していた。SFAS157は、米国の会計基準における公正価値測定の枠組みとともに公正価値の唯一の定義を定めている。現在の米国における会計制度では、概念報告書という首尾一貫した会計基準を導き出すための財務会計の基礎的前提があり、その上に個別の会計基準が公表されているという2階層の構造があると一般に理解されている。しかし、公正価値測定においては、まず、概念報告書第7号「会計測定におけるキャッシュフロー情報および現在価値の使用」⁸ (SFAC 7) という公正価値測定の基礎的前提があり、その上に SFAS157という公正価値測定にのみに焦点をあてた基準が中間構造として存在し、これらを踏まえてさらにその上に公正価値測定の具体的な会

6 平松一夫、「会計基準国際化の歴史的経緯と今後の課題 —調和からコンバージェンスへ—」『企業会計』Vol. 60 No. 4 (2008) pp. 18-24.

7 小西範幸、「学会ルポ：国際会計研究学会第24回大会 統一論題「会計基準の国際的統一化の先にあるもの」」『企業会計』Vol. 60 No. 3 (2008) pp. 92-94.

8 FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts No. 7*, "Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements," FASB(2000, 2). (平松一夫・広瀬義州共訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社 (2002, 4))

計処理を含んでいる個別の会計基準が公表されているという3階層の構造があると理解することができる。

SFAS157の公表までに、すでにFASBは公正価値測定を使用する個別の会計基準、例えば、「長期性資産の減損または処分の会計処理」や「のれんおよびその他の無形資産」において、公正価値測定に関する具体的な会計処理を示していた。これらの会計基準においては、公正価値の測定に用いる異なる定義が存在していたため、公正価値測定に関する会計処理はさまざまであり、一貫性および比較可能性が保たれていなかった。そのため、公正価値を一律に定義して、GAAPに逸脱しない範囲内で公正価値を測定するための手続きの枠組みを構築した結果、公正価値測定でのディスクロージャーをさらに拡大させることを可能にした。

IASBは、IFRSに定められる公正価値の測定に関する手引き（guidance）およびSFAS157とのコンバージェンスの必要性を認識していた。その結果、IASBは、公正価値測定に関するIFRS設定に向けての作業を行うにあたって、SFAS157を出発点として用いることを決めた。当該作業プロジェクトの第一段階として、IASBは2006年11月に公表したIASB DPにおいて、SFAS157に含まれている主要な論点に関する予備的見解を公表するに至った。

3 問題の所在

IASBが採り上げたSFAS157に含まれる主要な論点は、IASBが独自に設定したものであるため、SFAS157公表までに議論された論点との一貫性および比較可能性が決して高いとはいえない。それでは、IASB DPの議論がSFAS157を出発点としているにもかかわらず、公正価値測定の本質を共有し、そして十分な議論までには至らない可能性がある。そのため、IASBが採り上げた主要な論点と、FASBがSFAS157を公表するためのEDで採り上げた公正価値測定を議論するうえでの主要な論点とを比較して、それらの関係を明らかにした後に、IASBの予備的見解について分析してみることは意義があることだと考えている。

FASBが採り上げた主要な論点またはその構成要素は、EDから始まり05WD、06WD、そしてSFAS157に至るまでの過程で変遷している。したがって、これらの変遷を考慮に入れてIASBの予備的見解を解釈していくことは、その理解を深めることになり、最終的には公正価値測定の本質を理解することを可能にする。

SFAS157の公表までに3つのステートメントが公表されており、まず、2004年6月にEDが公表され、同年9月を締め切りとして広く一般から意見が求められた。そこでは特に、公正価値測定を基準化する際に必要な論点、換言すれば、争点となる論点に対して意見が求められた。EDでは12個の論点が採り上げられ、それは、①公正価値の定義、②現在価値法、③活発な市場、④評価の前提、⑤公正価値階層、⑥レベル1における基準市場、⑦買呼値および売呼値、⑧ブロックの測定、⑨レベル3の見積り、⑩譲渡制限付有価証券、⑪開示、⑫実施日であった。その後、2005年に05WD、そして2006年に06WDが公表された。

本稿では、まず、この12の論点を個々に検討し整理した上で、それらの論点についてEDから05WD、06WDを経てSFAS157への変遷を分析する。次に、12の論点に関してIASBがどのような予備

的見解を示しているのか、さらに12の論点の変遷に関して IASB の予備の見解がどのような影響を受けているのかを分析してみる。

Ⅱ SFAS157における公正価値測定の論点

1 公表の経緯と論点の整理

FASB は、SFAS157を形成するために3つのステートメントを公表している。まず、2004年6月に公開草案「公正価値測定」(ED)を公表し、2004年9月を締め切りとして広く一般から意見を求めた。そこでは特に、公正価値測定を議論する際に必要な論点、換言すれば、争点となる論点に対して意見を求めた。EDでは12個の論点が採り上げられ、それは、①公正価値の定義、②評価技法、③活発な市場、④評価の前提、⑤公正価値階層、⑥レベル1における基準市場、⑦買呼値および売呼値、⑧ブロックの測定、⑨レベル3の見積り、⑩譲渡制限付有価証券、⑪開示、⑫実施日であった。その結果、93通のコメントレターが届いた。それを踏まえて、2005年10月にワーキングドラフト「公正価値測定」(05WD)を公表した。そこでは3通のコメントレターが届き、その後、2006年3月に改訂ワーキングドラフト「公正価値測定」(06WD)を公表した。

図表2-1 公正価値の論点の整理

質問・論点(ED)	回答・説明(ED, 05WD, 06WD, SFAS 157)		
論点①～⑫	本文	基本点論点	①公正価値の定義
		付随的論点 (特定の論点)	③活発な市場 ⑦買呼値および売呼値 ⑧ブロックの測定 ⑫実施日
	付録	付随的論点	②現在価値法
		付随的論点 (実施の手引き)	④評価の前提 ⑤公正価値階層 ⑥レベル1における基準市場 ⑨レベル3の見積り ⑩譲渡制限付有価証券 ⑪開示

図表2-1において、公正価値測定を基準化する際に必要な12の論点(争点)を整理してみる。

EDにおける12の論点(質問)についての説明(回答)は、EDとSFAS157においては、本文に記述されたものと付録⁹に記述されたものとに分けられる。05WDと06WDにおいては、すべて本文に記述されている。これら本文に記述されたものには、基本的な論点である①公正価値の定義と、4つの付随的な論点に分けることができる。付随的な論点は、③活発な市場、⑦買呼値および売呼値、⑧ブロックの測定、⑫実施日であり、それは公正価値測定において重要な特定の論点である。一方、付

9 付録では、大きく分けて2つのことが記述されている。1つは概念報告書第7号の考え方をより具体化したもの、もう1つは個別の会計処理の手引きである。

録には、7つのその他の付随的な論点が記述されている。それは、②現在価値法と、実施の手引きが説明されている④評価の前提、⑤公正価値階層、⑥レベル1における基準市場、⑨レベル3の見積り、⑩譲渡制限付有価証券、⑪開示に分けられ、そこでは根拠と具体的な例示が説明されている。

図表2-1では、①～⑫の論点を上記のように分類した結果、公正価値の定義、特定の論点、現在価値法、実施の手引きの大きくは4つの論点到整理することができた。次では、基本的論点（公正価値の定義）と付随的論点（特定の論点、現在価値法、実施の手引き）に分けて個々の論点到説明を加えてみる。

2 基本的論点

(1) 構成要素の変遷

SFAS157の基本的論点、定義、「資産または負債」、「価格」、「主要な（または最も有利な）市場」、「市場参加者」、「資産に適用」および「負債に適用」の7つの要素に整理でき、それは「公正価値の定義」を構成している。なぜなら、SFAS157では、定義が一文節で説明された後に、その定義の具体的な説明が6つの要素に分かれて行われているため、7つの要素から「公正価値の定義」が構成されていると判断できるからである。これらの構成要素をED、05WD、06WDに対応させてみる。

図表2-2 構成要素の変遷

構成要素	ステートメント	ED	05WD	06WD	SFAS157
	定義		○	○	○
資産または負債		×	×	○	○
価格		○	○	○	○
主要な（または最も有利な）市場		×	○	○	○
市場参加者		○	○	○	○
資産に適用		×	○	○	○
負債に適用		×	○	○	○

図表2-2では、4つのステートメント、すなわちED、05WD、06WDおよびSFAS157における7つの構成要素の変遷を示している。次項で説明する「公正価値の定義」に関して、EDをSFAS157において提示されている7つの構成要素に当てはめると、定義、「市場参加者」、「価格」になる。同様に、05WDと06WDの要素を7つの構成要素に当てはめると、05WDには定義、「価格」、「主要な（または最も有利な）市場」、「市場参加者」、「資産に適用」、「負債に適用」があり、06WDにはそれらに「資産または負債」が加わっている。

このように基本的論点、すなわち「公正価値の定義」を整理してみると、4つのステートメントにおいて、その構成要素は異なっていることが分かった¹⁰。公正価値を定義するにあたって、その構成

10 「公正価値の定義」に関して、EDの目次では要素が示されていなく、05WDと06WDの目次ではその要素がSFAS157とは異なっている。

要素は、EDでは3つ、05WDでは6つ、06WDおよびSFAS157では7つになっていた。つまり、FASBは、当初3つの構成要素を考えていたが、最終的にSFAS157では4つの構成要素を追加して7つの構成要素から公正価値を定義づけしていたことが判明した。

(2) 公正価値の定義

EDでは、論点1において、基本的論点「公正価値の定義」についてコメントを求めているので、その論点の説明をまずはEDに沿って行ってみる。05WDおよび06WD、並びにSFAS157に沿った説明は、第IV章「予備的見解の分析」と第V章「追加的分析－SFAS157公表までの論点の変遷を通して－」で行うことにする。

論点1：EDでは公正価値は、「取引の知識があり、独立性のある当事者間の現在の取引において交換されるであろう資産または負債の価格」として定義する(ED, para.4)。その測定の目的は、資産または負債の実際の実取引がない場合において資産または負債の価格を見積ることである。報告企業は他の適用できる評価基準や一般に認められた評価の実務と共にEDによって提供される手引きを使用することにより公正価値測定の目的を一貫して適用することができるであろうか。もし、適用することができないならば、どのような別の手引きが必要であろうか(ED, p. i)。

EDではこの論点に対して、次の3つの要素を用いて説明している。

①公正価値は、取引の知識があり、独立性のある当事者間の現在の取引において交換されるであろう資産または負債の価格である(ED, para.4)。その測定の目的は、資産または負債の実際の実取引がない場合において測定される資産または負債の交換価格を見積ることである(ED, para.5)。

②公正価値は、自発的意思を持つ当事者間の現在の仮定上の取引の反映により決定される。自発的意思を持つ当事者は、独立した買い手と売り手をあらかず市場参加者となることが想定される。そこでは、彼らが(a)知識を持っていて、つまり資産または負債および取引に関連する要素について一般的なレベルの理解を持っていて、(b)自発的に取引を行いつ取引を行うための法律上および財政上の能力を持っていると想定されている(ED, para.5)。

③公正価値は、取引に強制(強要)がないことを前提とする。従って、見積りの基礎となる価額は強制的な清算取引や投売りセール以外の取引において観測できる価格となる。全てのケースにおいて、価格はそのような取引に実際に参加する報告企業の意図を考慮しないで見積られるべきである(ED, para.5)。

3 付随的論点

EDでは、付随的な論点である、論点3、論点7、論点8、論点12において、それぞれ、活発な市場、買呼値および売呼値、ブロックの測定、実施日¹¹についてコメントを求めている。その説明は、特に公正価値測定において重要な論点(特定の論点)であるため各ステートメントの本文で行われて

11 実施日については、米国における特定の問題であるため、SFAS157とIASBDPを比較する必要はないので、本稿では取り上げていない。

いる。また、同様に、各ステートメントの付録には、その他の7つの付随的な論点（現在価値法と実施の手引きに分類可能）が説明され、具体的な例示や根拠が示されている。それは、論点2の現在価値法、論点4の評価の前提、論点5の公正価値階層、論点6のレベル1における基準市場、論点9のレベル3の見積り、論点10の譲渡制限付有価証券、論点11の開示である。

EDにおいて、すべての付随的論点についてコメントを求めているので、それらの論点の説明を、まずはEDに沿って行ってみる。05WD および06WD、並びにSFAS157に沿った説明は、第IV章と第V章で行うことにする。

(1) 特定の論点

活発な市場 EDでは、論点3において、「活発な市場」についてコメントを求めている。

論点3：EDは、公正価値を見積るために使用される評価技法は市場インプットを強調すべきであるということを示すであろう。市場インプットは、活発な市場からのインプットを含む。EDにおいては、活発な市場は相場価格が容易にかつ定期的に利用可能な市場である。「容易に利用可能」とは、価格決定情報が現在入手可能という意味であり、「定期的に利用可能」とは、継続的価格決定情報を提供するために取引が十分な頻度で生じるという意味である。この手引きは十分であろうか。もし、十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか（ED, p. i）。

EDではこの論点を次の3つの要素で説明している。

- ① 「活発な市場」の定義 活発な市場とは、実際の（観測できる）取引を表す価格が容易にかつ定期的に利用可能な市場である（ED, para. 10）。
- ② 「容易に利用可能」の定義 「容易に利用可能」とは、価格決定情報が現在入手可能という意味である（ED, para. 10）。
- ③ 「定期的に利用可能」の定義 「定期的に利用可能」とは、継続的価格決定情報を提供するために取引が十分な頻度で生じるという意味である（ED, para. 10）。

買呼値および売呼値 EDでは、論点7において、「活発な業者間市場における価格決定」のうち買呼値および売呼値についてコメントを求めている。

論点7：EDは活発な業者間市場において取引される金融商品の公正価値は、終値価格よりも、買呼値および売呼値が容易にかつ定期的に入手可能な場合においては、特定の相殺持ち高を除く、買い持ち（資産）の買呼値および売り持ち（負債）の売呼値を使用して見積られることを必要とするであろう。あなたは賛同するであろうか。もし、賛同しないならば、どのような代替的なアプローチをFASBは検討するべきであろうか（ED, p. ii）。

EDではこの論点を次の2つの要素で説明している。

- ① 資産（負債）への買呼値（売呼値）の使用 終値価格より容易にかつ定期的に利用可能である買呼値および売呼値が存在する活発な業者間市場においては、公正価値は買い持ち（資産）の買呼値および売り持ち（負債）の売呼値を使用し見積られる（ED, para. 17）。
- ② 相殺持ち高への中間市場の価格がつりあった部分の使用 相殺持ち高に対しては、中間市場の価格がつりあった部分が使用される（ED, para. 17）。

ブロックの測定 EDでは、論点8において、「ブロックの測定」についてコメントを求めている。

論点8：活発な市場における相場価格が付されている譲渡制限の無い有価証券に対して、多くのFASBの公式見解（FASB財務会計基準書第107号「金融商品の公正価値情報の開示」を含む）は、それぞれの取引単位の相場価格に保有量を乗じたものとして公正価値が見積られることを要求する。全てのケースにおいて、会計単位はそれぞれの取引単位である。株式仲買人および特定の投資会社によって保有されるそのような有価証券の大量保有している状態（ブロック）に対して、それらの業者に対するAICPA公表の監査および会計ガイドは、制約条件の下においてブロック・ファクター（大量保有要因）を使用し公正価値が見積られること（相場価格への調整）を認めている。それらのケースにおいて、会計単位は1つのブロックである。

株式仲買人および投資会社に会計単位に関するEDにおける不一致が関連することを、FASBは扱うことをまずは決定した。FASBは、最初の公表物は適切な会計単位を決定するものであることに同意した。しかしながら、FASBは適切な会計単位が個々の取引単位（相場価格の使用を要求している）であるか、ブロック（大量保有要因の使用を認めている）であるかについて同意を得ていなかった。FASBの大多数が適切な会計単位はブロックであると信じている。しかしながら、FASBはブロックを定義することができなかった。または、大量保有要因を使用するための基礎としてブロックが存在する場合を決定するための最初の規定を確立することができなかった。株式仲買人および特定の投資会社によって保有されるブロックの測定に関して、当該ガイドの基で認められている現在の実務は、FASBがそれらの公表物を十分に考慮するときまで変更すべきでないということをFASBは後に決定した（ED, p. ii）。

それらの測定に対して、あなたはFASBの決定に賛同できるであろうか。もし正しいと判断するならば、FASBはどのようなアプローチでブロックを定義するために検討すべきであろうか。もしそれがあるとするれば、ブロックを測定するためにどのような別の手引きが必要であろうか（ED, p. iii）。

EDではこの論点を次のブロックの会計単位という1つの要素で説明している。

活発な市場における相場価格を持つ譲渡制限無有価証券は多くのFASBの公式見解では、大量取引を行った場合、公正価値は個々の取引の単位における相場価格の結果として見積られることを要求されている。全てのケースにおいて、会計単位は個々の取引単位である。しかしながら、株式仲買人および特定の投資会社によって保有されるそのような有価証券の大量保有している状態（ブロック）に対して、それらの業者に対する米国公認会計士協会（AICPA）公表の監査および会計ガイドは、制約条件の下において大量保有要因を使用し公正価値が見積られること（相場価格への調整）を認めている。それらのケースにおいて、会計単位はブロックである。EDは現在存在するその手引きを変更しない（ED, para.6の脚注5）。

(2) 現在価値法

EDでは、論点2において、「評価技法」のうち現在価値法についてコメントを求めている。

論点2：EDは公正価値を見積る現在価値の技法を使用するためにFASBのSFAC 7「会計測

定におけるキャッシュフロー情報および現在価値の使用」における手引きを明らかにし取り入れるであろう。その場合、その手引きならば十分であろうか。もし十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか (ED, p. i)。

現在価値法は、分子のキャッシュフローと分母の割引率にどのような要素を組み入れるかによって異なる。当該要素とは、①将来キャッシュフローの見積り、②キャッシュフローの金額および（または）時期における予想される変動、③キャッシュフローに固有の不確実性に対処するための対価、④リスクフリー利子率によって表される貨幣の時間価値、⑤事例特有の他の要因 例えば、流動性および市場の不完全性、⑥負債の場合には企業の信用価値の影響である (ED, para. A 2)。そこで ED では、2つの異なる組み合わせをもつ現在価値法、すなわち割引率調整法および期待現在価値法を説明している。ただし、どちらを使用するとしても、現在価値法の一般原則を順守しなければならない (ED, para. A 3)。

(3) 実施の手引き

評価の前提 ED では、論点 4 において、「評価の前提」についてコメントを求めている。

論点 4：ED は公正価値の見積りに使用されるべき評価の前提を選択するための一般的な手引きを提供するであろう。付録 B は手引きの適用について例をあげて説明している。この手引きは十分であろうか。もし、十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか (ED, p. i)。

ED ではマーケット・アプローチを使用して見積った機械の公正価値における評価の前提の適用について例示している。例えば、事業が継続するか、または報告企業によって使用するために環境設定されるならば、継続または使用による評価の前提（据付費用を含む）が概して適切である。もし使用のための環境設定がなされないならば、交換による評価の前提（据付費用を除外する）が適切であると説明している (ED, paras. B6, B7)。マーケット・アプローチとは、同一のまたは比較可能な（事業を含む）資産または負債を含む市場取引によって生成される価格およびその他の関連情報を用いるアプローチである。

公正価値階層 ED では、論点 5 において、「公正価値階層」についてコメントを求めている。

論点 5：ED は公正価値を見積るために用いられる評価技法において使用されるべきインプットを選択するための階層を確立するであろう。それらのインプットは資産および負債が同一であるか、類似であるか、または比較可能であるかどうかによって異なる。付録 B はそれらの評価を行うための一般的な手引きを提供している。この手引きは十分であろうか。もし、十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか (ED, p. ii)。

ED では、鑑定人の立場から、資産または負債が同一であるか、類似であるか、または比較可能であるかを評価する際の要素を例示している。同一であるならば、公正価値の見積りは同一の商品の相場価格を基礎とするであろう（レベル 1 の見積り）。類似であるならば、公正価値の見積りは類似の商品の相場価格を基礎とするであろう（レベル 2 の見積り）。全体的に同じ部類の市場の状態変化に一樣に応じると期待されるキャッシュフロー（価格）のようなものは、公正価値の見積りは比較可能

な商品の相場価格を基礎とするであろう（レベル3の見積り）。

レベル1における基準市場 EDでは、論点6において、「レベル1における基準市場」についてコメントを求めている。

論点6：EDでは、レベル1における基準市場は、報告企業が直接入手可能な活発な市場であるか、または基準市場は、もし報告企業が複数の活発な市場への直接入手可能ならば、最も有利な市場となる。付録Bは適切な基準市場を選択するための一般的な手引きを提供する。この手引きは十分であろうか。もし、十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか（ED, p. ii）。

EDでは3つの異なる市場を示し、レベル1の基準市場の選択を例示している（ED, para. B 9）。それは、報告企業が、異なる価格をもつ複数の活発な市場において取引される資産を保有する場合と、他の類似の資産と共にポートフォリオで取引される資産を保有する場合の説明である。レベル1とは、報告企業が測定日において入手能力をもつ同一の資産または負債の活発な市場における相場価格である。

レベル3の見積り EDでは、論点9において、「レベル3の見積り」についてコメントを求めている。

論点9：活発な市場における同一または類似する資産および負債の相場価格がない場合、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチと一致する複数の評価技法を適用するために必要な情報が、過度の費用および努力をかけないで利用できるときは、いつでも公正価値がそれらの技法を使用し見積られることをEDは要求するであろう（レベル3の見積り）。付録Bでは複数の評価技法を適用するための一般的な手引きを提供している。この手引きは十分であろうか。もし、十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか（ED, p. iii）。

EDでは、複数の評価技法を適用する例示を3つ行っている。それは、まず、利益を生み出している報告企業の活動において使用される機械装置を用いたものである（ED, paras. B11, B12）。次に、企業結合により得た企業によって創設される利益を生み出しているソフトウェア資産（消費者に販売をするためのもの）を用いたものである（ED, paras. B13, B14）。さらに、企業結合により得た内部使用のために（その消費者の購入をつきとめ分析するために）企業によって創設される利益を生み出していないソフトウェア資産を用いたものである（ED, paras. B15, B16）。これらの例示において、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチおよびコスト・アプローチのどれを利用するかが説明されている。

インカム・アプローチとは、将来の金額、例えば、キャッシュフローや利益を単一の現在の金額（割引後の金額）に変換させるアプローチである。コスト・アプローチとは、ある資産の給付能力を取り換えるために現在要求されるであろう金額を基礎とするアプローチである。マーケット・アプローチについては前述している。

譲渡制限付有価証券 EDでは、論点10において、「譲渡制限付有価証券」についてコメントを求めている。

論点10：ED は、譲渡制限付有価証券の公正価値を、他の同種の譲渡制限無有価証券の相場価格を使用し見積り、譲渡制限の影響を調整することを要求するであろう。ED の付録Bでは、SEC の ASR 第113号「譲渡制限付有価証券」に関するステートメント」に関連する手引きを組み入れた公正価値の見積りを形成するための一般的な手引きを提供している。この手引きは十分であろうか。もし、十分でなければ、どのような別の手引きが必要であろうか (ED, p. iii)。

譲渡制限付有価証券とは、政府または契約上の要求によって特定の期間にわたり販売を法的に制限される有価証券である。譲渡制限付有価証券は、同一の譲渡制限無有限証券の相場価格から割り引いてしばしば販売される。それは、特定の期間にわたり市場にアクセスできないことに関連する流動性の欠如を反映しているためである。それゆえ、譲渡制限付有価証券の公正価値は、同一の譲渡制限無有価証券の相場価格に制限による影響額を調整し決定される (ED, para. B17)。

開示 ED では、論点11において、「公正価値の開示」についてコメントを求めている。

論点11：ED は、貸借対照表において認識された資産および負債を再測定するために公正価値の使用に関する拡大された開示を要求するであろう。付録Bではそのような開示を説明している。ED は、公正価値のような現在価値を表す他の類似する再測定に関する開示をも促すであろう。FASB は、そのような開示は財務諸表の利用者に提供する情報の質を高めるであろうと結論付けている。あなたは賛同するであろうか。もし賛同しないならばなぜであろうか (ED, p. iii)。

ED では、循環（または継続）を基礎として公正価値で測定される資産と非循環（または断続）を基礎として公正価値で測定される資産の開示の例示を掲げ、コメントを求めている。

Ⅲ IASB 討議資料における公正価値測定の論点

1 質問の整理

IASB は、前述しているように、IASB DP において SFAS157 に包含されている主要な論点に関する予備的見解を公表している。そこで、予備的見解を分析するために、IASB が定める公正価値測定に関する論点と前章で説明した FASB の論点とを比較してみたい。しかし、それらの論点の記述あるいは説明が異なるので、単純に突き合わせてみることはできない。

IASB は、各論点に対してコメントを募集するための幾つかの質問を、論点に付随して設けている。そして、それらの質問に対しての回答として予備的見解を示している。そこで、これらの質問を十分に理解した上で、IASB の論点と FASB の論点を対応させてみることにした。次に、それらの論点に対する IASB の予備的見解を検討してみることにする。ここでは、まず、IASB DP における11の論点と、それに付随する27の質問を紹介してみたい。

論点1「SFAS157および現行の IFRS における公正価値測定に関する手引き」では、次の質問（Q1～Q2）が設けられている。

Q1 IFRS にすべての公正価値測定に関する単一手引きを定めることで、公正価値を測定す

る場合の複雑さが軽減し、首尾一貫性が向上すると思いますか。向上するか、しないかを明らかにし、その理由についても説明してください (IASB DP, p.7)。

- Q 2 SFAS157の条項より優れていると考える公正価値測定の手引きが IFRS に存在しますか。存在する場合には説明してください (IASB DP, p.7)。

論点 2 「SFAS157と IFRS に盛り込まれている公正価値の定義の相違点」では、3つの相違点ごとに質問が設けられている。

論点 2 A 「出口価格測定目的」では、次の質問 (Q 3～Q 6) が設けられている。

- Q 3 資産を保有する、または負債を負っている市場参加者の視点から公正価値は出口価格として定義すべきであるという考えに同意しますか (IASB DP, p.9)。
- Q 4 入口価格は企業に流入する、または企業から流出する経済的便益の流れについての現在の市場の期待を反映するものであると考えますか。どちらの場合にも、その理由についても説明してください。さらに、取引費用を除外すると、入口価格と出口価格は、市場が異なる場合のみに異なることになるという考えに同意しますか。あなたの見解の根拠について説明してください (IASB DP, p.10)。
- Q 5 「公正価値」という用語を止めて、「現在出口価格」または「現在入口価格」などの、それぞれの状況における測定の属性をより緊密に表わす用語に置き換えるというは、望ましいと考えますか。あなたの見解の根拠について説明してください (IASB DP, p.10)。
- Q 6 SFAS157の出口価格測定目的は、実務で適用されている IFRS のどの公正価値測定に合致しますか。合致しない場合には、実務ではどのような測定目的が適用されていますか。あなたの見解の根拠を説明してください (IASB DP, p.11)。

論点 2 B 「市場参加者の見解」では、次の質問 (Q 7～Q 8) が設けられている。

- Q 7 SFAS157の市場参加者の考え方の説明に同意しますか。同意するか、しないかを明らかにし、その理由も説明してください (IASB DP, p.12)。
- Q 8 SFAS157の市場参加者に関する考え方は、IFRS に定義される「第三者間取引条件における知識のある、自発的当事者」という概念に整合するものであるということに同意しますか。同意しない場合には、どのように異なると考えますか (IASB DP, p.12)。

論点 2 C 「負債の移転対負債の決済」では、次の質問 (Q 9～Q10) が設けられている。

- Q 9 負債の公正価値は、市場参加者に負債を移転する場合に支払われることになる対価を基にすべきであるという考えに同意しますか。同意するか、しないかを明らかにし、その理由についても説明してください (IASB DP, p.14)。
- Q 10 SFAS157の負債に関する移転価格測定目的は、実務で適用する場合に IFRS で要求される公正価値の測定と異なりますか。異なる場合、IFRS に定められる公正価値測定で SFAS157 の移転価格測定目的と異なるものには、実務上どのようなものがありますか、そしてどのように異なりますか (IASB DP, p.14)。

論点 3 「原初認識時点の取引価格と公正価値」では、次の質問 (Q11～Q12) が設けられている。

- Q 11 測定値が取引価格と異なる場合でも、原初認識における公正価値として、市場では観測さ

れることのない入力数値を盛り込んでいる測定値を用いた場合、それは適切であると考えますか。観測できる市場の入力数値のみを基にした公正価値測定値が存在しない場合には、潜在的に原初認識時の損益は繰延となるが、取引価格が原初認識時点の公正価値であると推定すべきですか。あなたの見解とその理由を説明してください（IASB DP, p.17）。

Q12 IAS 39の会計単位の手引きと合わせて検討したときに、SFAS157の規定に準拠した場合、個々の金融商品について総計で考慮することになる金融商品の識別可能なリスクのポートフォリオベースの評価、あるいは交換における出口価格のどちらになると考えますか。あなたの見解とその理由を説明してください（IASB DP, p.17）。

論点4「主要な（または最も有利な）市場」では、次の質問（Q13）が設けられている。

Q13 公正価値測定は資産または負債の主要な市場を基にすべきか、また主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場を基にすべきであるという考えに同意しますか。同意するか、しないかを明らかにし、その理由も説明してください（IASB DP, p.18）。

論点5「資産または負債固有の属性」では、次の質問（Q14～Q15）が設けられている。

Q14 公正価値測定においては、資産または負債の価格を決定する場合に市場参加者が考慮することになる資産または負債固有の属性を検討すべきであることに同意しますか。もし同意しない場合にはその理由を説明してください（IASB DP, p.20）。

Q15 資産を販売または負債を移転するために発生する取引費用は取引の属性であり、資産または負債の属性ではないことに同意しますか。もし同意しない場合にはその理由も説明してください（IASB DP, p.20）。

論点6「負債の評価」では、次の質問（Q16）が設けられている。

Q16 信用リスクなど、不履行リスクは負債の公正価値を測定するときには考慮すべきであるという考えに同意しますか。同意しない場合には、その理由も説明してください（IASB DP, p.21）。

論点7「使用による評価の前提」対「使用価値」では、次の質問（Q17）が設けられている。

Q17 資産の公正価値を測定するのに用いるSFAS157の「使用による評価の前提」がIAS36の「使用価値」と異なることが明確になっていますか。明確であるか、ないかを明らかにし、その理由も説明してください（IASB DP, p.22）。

論点8「公正価値階層」では、次の質問（Q18～Q19）が設けられている。

Q18 SFAS157に定められる階層に同意しますか。同意しない場合には、その理由も説明してください（IASB DP, p.23）。

Q19 階層のレベル間の相違は明らかになっていますか。明らかでない場合には、レベル間の相違を明確にするためにはどのような追加情報が必要となりますか（IASB DP, p.23）。

論点9「大きなポジションとなる単一の金融商品（大量保有）」では、次の質問（Q20）が設けられている。

Q20 活発な市場において当該金融商品の相場価格が公表されているとき（レベル1）に、当該

金融商品に関する大量保有要因による調整は禁止されているという SFAS157の規定に同意しますか。さらに、この規定は原則として階層のすべての階層に適用すべきであるという規定に同意しますか。あなたの見解の根拠を説明してください (IASB DP, p.24)。

論点10「買呼値および売呼値のスプレッド内での公正価値の測定」では、次の質問 (Q21～Q23) が設けられている。

Q21 公正価値測定は、SFAS157の第31項で説明しているように、当該状況で公正価値を最も端的に表わす買呼値と売呼値のスプレッド内の価格を用いて公正価値測定値を算定すべきであるとする意見に同意しますか。あるいは、一般的に資産は買呼値で、負債は売呼値で評価することを要求する IFRS の規定の方がより適切であると考えますか。あなたの見解の根拠を説明してください (IASB DP, p.26)。

Q22 価格決定基準 (中値を基にした価格決定または資産については買呼値で負債については売呼値での評価) は、買呼値と売呼値とのスプレッド内の別の価格が公正価値をより表すものであっても、許容されるべきですか。許容の有無を明らかにし、その理由も説明してください (IASB DP, p.26)。

Q23 買呼値と売呼値を基にする価格決定に関する手引きは、公正価値測定に観測できないインプットが用いられる場合を含む階層のすべてのレベルに適用すべきですか。適用すべきかどうかを明らかにし、その理由も説明してください (IASB DP, p.26)。

論点11「開示」では、次の質問 (Q24) が設けられている。

Q24 SFAS157の開示規定は十分な情報を盛り込んでいますか。もし盛り込んでいないとする場合には、どのような追加開示が利用者にとって有用となると考えていますか。またはその理由は何ですか。さらに、IFRS の開示規定と関連して検討した場合に、過剰である、または有用でないとする SFAS157で要求される開示規定が存在していますか (IASB DP, p.27)。

論点12「適用の手引き」では、次の質問 (Q25～Q26) が設けられている。

Q25 SFAS157の付録AおよびBの手引きは、IFRS の下で適用されるとした場合でも、基準の原則および規定を十分に説明していると思いますか。十分ではないと思う場合には、どのような追加の手引きが必要になると思いますか、その理由についても説明してください (IASB DP, p.28)。

Q26 SFAS157の付録AおよびBの手引きは、新興経済圏および発展途上経済圏で適用されるとした場合でも、基準の原則および既定を十分に説明していると思いますか。十分ではないと思う場合には、どのような追加の手引きが必要になるか、および本手引きを提供していく最も効果的な方法 (例えば、追加の適用の手引きまたは集中的な教育活動を介してなど) について記入してください (IASB DP, p.28)。

論点13「その他」では、次の質問 (Q27) が設けられている。

Q27 討議資料に係るその他のいかなる事柄についてもコメントを提供してください (IASB DP, p.28)。

図表3-1は、IASB DPの13の論点（I論点1～13）およびそれに関する27の質問（Q1～Q27）と、SFAS157の12の論点（F論点1～12）との対応を示したものである。ただし、IASB DPの13の論点（または27の質問）に対応するものがSFAS157の12の論点の中には見当たらないものがあるため、その他として13番目の論点（F論点13）を付け加え両者を対応させている。

図表3-1 IASBの論点および質問とFASBの論点との対応

FASB 論点	IASB 論点	IASB 論点に対する質問
F 論点 1	I 論点 2	A Q 3 公正価値は出口価格から定義すべきであるという考えに同意するか。 Q 4 入口価格は経済的便益の流れについての現在の市場の期待値を反映するものか。取引費用を除外すると、入口価格と出口価格の相違は市場が異なるということなのか。 Q 5 「公正価値」から「現在出口価格」「現在市場価格」などの測定属性を厳密に表す用語に置き換えたほうが望ましいか。 Q 6 SFAS157の出口価格測定目的は実務で適用されるIFRSと異なるか？異なる場合はIFRSのどの公正価値測定が異なるか？またそれは入口価格の測定となるか。
		B Q 7 SFAS157の市場参加者の考え方に同意するか。 Q 8 SFAS157の市場参加者の考え方はIFRS定義「第三者間取引条件における知識のある、自発的な当事者」という概念に整合するか。
	C	Q 9 負債の公正価値は移転する場合に支払われる価格を基にすべきであるという考え方に同意するか。 Q 10 移転価格測定目的は実務で適用するIFRSで要求される公正価値測定と異なるか。異なる場合は実務上どのようなものがあるか。
		I 論点 4 Q 13 主要な市場（または最も有利な市場）を基にすべきであるという考え方に同意するか。
	I 論点 5 Q 14 資産また負債の固有の属性を検討すべきであることに同意するか。 Q 15 取引費用は資産または負債の属性ではないことに同意するか。	
	I 論点 6 Q 16 不履行リスクは考慮すべきであるという考え方に同意するか。	
	I 論点 7 Q 17 SFAS157の「使用による評価の前提」はIAS36の「使用価値」と異なることが明確になっているか。	
F 論点 2	I 論点 12	Q 25 付録AとBは、IFRSの下で適用されるとしても基準の原則および規定を十分に説明しているか。 Q 26 付録AとBは新興経済圏および発展途上経済圏で適用される場合も、基準の原則および既定を十分に説明しているか。
F 論点 3		
F 論点 4 F 論点 6	I 論点 12	Q 25 付録AとBはIFRSの下で適用されるとしても基準の原則および規定を十分に説明しているか。 Q 26 付録AとBは新興経済圏および発展途上経済圏で適用される場合も、基準の原則および既定を十分に説明しているか。
F 論点 5	I 論点 8	Q 18 SFAS157の階層に同意するか。 Q 19 階層ごとの相違は明らかか？明らかではない場合、相違を明確にするためにはどのような追加情報が必要か。
	I 論点 12	Q 25 付録AとBは、IFRSの下で適用されるとしても基準の原則および規定を十分に説明しているか。 Q 26 付録AとBは新興経済圏および発展途上経済圏で適用される場合も基準の原則および既定を十分に説明しているか。

F 論点 7	I 論点10	Q21 買呼値と売呼値のスプレッド内にある価格を用いて算定すべきであるという意見に同意するか。あるいは一般的に資産は買呼値で、負債は売呼値で評価するという IFRS の規定の方がより適切か。 Q22 価格決定基準は許容されるべきか。 Q23 買呼値と売呼値を基にする価格決定の手引きは、全ての階層に適用すべきか。
F 論点 8	I 論点 9	Q20 大量保有要因による調整を禁止する SFAS157の規定に同意するか。また、この規定は原則として全ての階層に適用すべきであるという規定に同意するか。
F 論点 9 F 論点10	I 論点12	Q25 付録AとBは、IFRS の下で適用されるとしても基準の原則および規定を十分に説明しているか。 Q26 付録AとBは、新興経済圏および発展途上経済圏で適用される場合も基準の原則および既定を十分に説明しているか。
F 論点11	I 論点11	Q24 SFAS157の開示規定は十分か。十分でなければ、どのような追加開示が利用者にとって有用か。さらに、IFRS の開示規定と関連して検討した場合に過剰または有用でないと考える規定はあるか。
	I 論点12	Q25 付録AとBは、IFRS の下で適用されるとしても基準の原則および規定を十分に説明しているか。 Q26 付録AとBは、新興経済圏および発展途上経済圏で適用される場合も基準の原則および既定を十分に説明しているか。
F 論点12		
F 論点13	I 論点 1	Q 1 単一の手引きは測定複雑さを軽減し、首尾一貫性が向上するか。 Q 2 SFAS157の条項より優れている手引きが存在するか。
	I 論点 3	Q11 測定値が取引価格と異なる場合、つまり当初認識時の公正価値として市場では測定されることのない数値を盛り込む測定値は適切か。また、観測できる市場の入力数値のみを基にした公正価値が存在しない場合、取引価格が公正価値であるとするべきか。 Q12 IAS 第39号の会計単位の手引きと合わせて検討した場合、個々の金融商品について、総計で考慮する金融商品の識別可能なリスクのポートフォリオベースの評価、あるいは交換における出口価格のどちらになるか。
	I 論点13	Q27 その他にあるか。

2 SFAS157との論点の比較

図表3-1を基にして、公正価値測定に関するIASB DPの論点（I論点）が、SFAS157の論点（F論点）とどのように対応しているのか（または、含まれているのか）を、その内容と共に整理したものが図表3-2である。

その結果、F論点1にI論点2・4・5・6・7、F論点2・4・6・9・10にI論点12、F論点5にI論点8・12、F論点7にI論点10、F論点8にI論点9、F論点11にI論点11・12が対応していることが分かった。さらに、FASBでは論点として採り上げていなかったもの（F論点13）が、IASBが新たに採り上げたものとして、I論点1（SFAS157および既存のIFRSにおける公正価値測定に関する手引き）とI論点3（原初認識時点の取引価格と公正価値）があることが分かった。また、FASBが採り上げたF論点3（活発な市場）とF論点12（実施日）については、IASBでは採り上げていないことが分かった。

図表 3-2 FASB と IASB の論点の比較

FASB の論点	IASB の論点
F 論点 1 公正価値の定義	I 論点 2 SFAS157と IFRS に盛り込まれている公正価値の定義の相違点 I 論点 2 A 出口価格測定のための目的 I 論点 2 B 市場参加者の見解 I 論点 2 C 負債の移転対負債の決済 I 論点 4 主要な（または最も有利な）市場 I 論点 5 資産または負債固有の属性 I 論点 6 負債の評価 I 論点 7 「使用による評価の前提」対「使用価値」
F 論点 2 現在価値法	I 論点 12 適用の手引き
F 論点 3 活発な市場	
F 論点 4 評価の前提	I 論点 12 適用の手引き
F 論点 5 公正価値階層	I 論点 8 公正価値階層 I 論点 12 適用の手引き
F 論点 6 レベル 1 の基準市場	I 論点 12 適用の手引き
F 論点 7 買呼値および売呼値	I 論点 10 買呼値および売呼値のスプレッド内での公正価値測定
F 論点 8 ブロックの測定	I 論点 9 大きなポジションとなる単一の金融商品（大量保有）
F 論点 9 レベル 3 の見積り	I 論点 12 適用の手引き
F 論点 10 譲渡制限付有価証券	I 論点 12 適用の手引き
F 論点 11 開示	I 論点 11 開示 I 論点 12 適用の手引き
F 論点 12 実施日	
F 論点 13 その他	I 論点 1 SFAS157および既存の IFRS における公正価値測定に関する手引き I 論点 3 原初認識時点の取引価格と公正価値 I 論点 13 その他

IV 予備的見解の分析

1 分析の枠組みと分析結果

(1) 分析の枠組み

IASB は、IASB DP において公正価値測定に係わる13の主要な論点に付随している27の質問に対して予備的見解を示している（図表 3-1 を参照）。そこでは、「予備的見解」という文言を直接に用いて見解を示しているものと、そうでないものに分かれる。さらに、前者には、「予備的見解に達していない」という文言のものもある。後者には、「予備的見解」という文言を用いてはいないが見解を示していると判断できるものと、論点の説明のみで見解が示されていないものがある。

そこで、本稿では、予備的見解を次の4段階に分類してみた。それは、①「予備的見解」という文言を直接に用いて1つの見解を示しているもの（予備的見解）、②「予備的見解」という文言は用い

ていないが間接的に見解を示しているもの（準予備的見解），③「予備的見解に達していない」もの（未達見解），④見解が示されていないもの（見解なし）である。図表4-1では、27の質問に対する回答、すなわち27の予備的見解を4つの段階に分類した。

図表4-1 予備的見解の分類

	予備的見解（質問・回答）
①予備的見解	8, 9, 13, 14, 16, 21
②準予備的見解	1, 3, 4, 5, 6, 7, 12, 15, 17, 18, 20, 25, 26
③未達見解	11, 22, 23
④見解なし	2, 10, 19, 24, 27

注：質問・回答の番号と予備的見解の番号は同じ。

(2) 分析結果

IASBの公正価値測定に係わる4つの段階に分類した予備的見解を、SFAS157と比較してみたものが図表4-2である。ただし、IASBが見解を示していないもの（④見解なし）は、SFAS157と比較できないために図表4-2から削除している。そこでは、図表3-1「IASBの論点および質問とFASBの論点との対応」を用いて、IASB DPの質問をSFAS157とIASB DPから回答してみて、同じなのか、そうでないのかを判断している。

その結果、IASB DPが、明確に予備的見解を示しているもの（①予備的見解）は、すべてSFAS157に同意していることが判明した。一方、SFAS157に同意していない場合には（相違する場合を含む）、「予備的見解」という文言を直接に用いずに間接的に見解を示している（②準予備的見解）ことが判明した。IASBが間接的に見解を示している②準予備的見解のうちFASBに見解が存在しないもの、あるいは、IASBが予備的見解に達していない③未達見解については、両者の見解は比較できない。これらの結果から、IASBは、FASBの公正価値測定に係わる見解に対して、同意できるものだけには明確な支持の見解を打ち出し、反対の立場を明確に表明していないことから、大筋は同意していることが理解できる。しかし、幾つかの②準予備的見解においては、特に相違する見解が見受けられることから、その最終的な判断は、今後のIASBの審議を待たなければならない。

図表4-2 予備的見解とSFAS157の比較

	①予備的見解	②準予備的見解	③未達見解
同意	8, 9, 13, 14, 16, 21	1, 15, 18, 20	
同意していない		3, 4, 6, 7, 20	
比較できない		5, 12, 17, 25, 26	11, 22, 23

図表4-3は、図表4-2を図表3-2に照らして作成したものであり、公正価値測定に関するIASBとFASBが示すどの論点および質問に、両者の見解に異同が存在するのかを表したものである。そこから、公正価値の定義（F論点1）における出口価格測定の目的（I論点2A）と市場参加者の見解（I論点2B）、ブロックの測定（F論点8）における大量保有の単一の金融商品（I論点

図表 4-3 論点別および質問別の異同

FASB 論点	IASB 論点	同意	同意していない	比較できない	
F 論点 1	I 論点 2	A		Q 3, Q 4, Q 6	
		B	Q 8	Q 7	
		C	Q 9		
		I 論点 4	Q 13		
		I 論点 5	Q 14, Q 15		
		I 論点 6	Q 16		
		I 論点 7			Q 17
F 論点 2	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 4	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 5	I 論点 8	Q 18			
	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 6	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 7	I 論点 10	Q 21		Q 22, Q 23	
F 論点 8	I 論点 9	Q 20*	Q 20*		
F 論点 9	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 10	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 11	I 論点 11				
	I 論点 12			Q 25, Q 26	
F 論点 13	I 論点 1	Q 1			
	I 論点 3			Q 11, Q 12	
	I 論点 13				

※ここには 2 つの質問があり、1 つは同意し、もう 1 つは同意していない。

9) について、同意がみられないことが判明した。それらの説明は、次で行うことにする。

2 予備的見解の整理

ここでは、IASB の公正価値測定に関する予備的見解を紹介し、それを上述した 4 つの段階に分類すると同時に、FASB の見解 (SFAS157) との異同の根拠を明らかにしてみたい¹²。それは、図表 4-3 「論点別および質問別の異同」を詳細に説明したものであり、図表 4-1 の「予備的見解の分類」と図表 4-2 の「予備的見解と SFAS157 の比較」を作成した根拠を明らかにすることにもなる。なお、質問 (Q 1 ~ Q 27) の内容は、図表 3-1 「IASB の論点および質問と FASB の論点との対応」を適宜に参照を願いたい。

Q 1 同意 (準予備的見解) 単一の手引きを定めることで、公正価値を測定する場合の複雑さが

¹² 質問 27 は、IASB が討議資料で採り上げていない論点がある場合、それを求める質問項目であるため、ここでは取り上げていない。

軽減し、首尾一貫性が向上するかという質問に対して、IASB は次の準予備的見解を示し、SFAS157 に同意している。

単一の手引きを定めることは、IFRS を単純化させるため複雑さを軽減できる (IASB DP, para. 6)。また、公正価値測定の手引きが存在しない個別の基準書に対する手引きを定め、さらには単一となる測定目的を明確に説明していない首尾一貫性に欠ける手引きを取り除く計画により、首尾一貫性が向上する (IASB DP, para. 8)。

SFAS157でも同様に、単一の手引きを定めることは公正価値測定における首尾一貫性が増加され、さらに GAAP 中の複雑性を加えた差異を削除するとしている (SFAS157, summary)。

Q 2 比較できない (見解なし) SFAS157の条項より優れた手引きが IFRS に存在するかという質問に対して、SFAS157のすべての条項について IASB の見解が存在しないために比較ができない。

Q 3 同意していない (準予備的見解) 公正価値が出口価格として定義すべきであるかという質問に対して、IASB は次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意していない。

SFAS157が公正価値の定義に出口価格を採用していることに対し (SFAS157, summary), IASB の過半数以上のメンバーも同意している。なぜなら、出口価格が、IASB の「財務諸表の作成と表示に関するフレームワーク」の第49項に定められている資産と負債の定義と整合するためである。資産と負債の定義は、経済的便益のインフローおよびアウトフローに関連付けてなされており、企業に流入する、または企業から流出する経済的便益の流れに関する市場の期待を表している出口価格と整合している (IASB DP, para. 13)。

しかし、この見解に同意する IASB のメンバーの中にも、入口価格も企業に流入する、または流出する経済的便益の流れに関する市場の期待を反映すると考えている者もいるため (IASB DP, para. 14), 結果的には、SFAS157に同意するまでには達していない。

Q 4 同意していない (準予備的見解) この質問には、入口価格は企業から流出する経済的便益の流れについての現在の市場の期待を反映するものかという質問と、取引費用を除外すると市場が異なる場合にのみ、入口価格と出口価格が異なるのかという質問がある。

前者に対しては、IASB は次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意していない。IASB は、入口価格も企業に流入する、または流出する経済的便益の流れに関する市場の期待を反映すると考えている (IASB DP, para. 14)。一方、SFAS157は、出口価格が、将来の流入額および将来の流出額に関する現在の市場の期待を組み込んでいると考えており (SFAS157, para. C26), 両者の見解は相違している。

後者の質問に対しても、IASB は次の準予備的見解を示し、それは SFAS157の見解に同意していない。IASB は、市場が異なる場合、すなわち、ある市場で資産を購入または負債を引き受け、他の市場で同じ資産を販売したり、同じ負債を移転したりする場合、入口価格と出口価格が異なる可能性が高いと考えている (IASB DP, para. 15)。一方、SFAS157では、それ以外にも異なる場合は存在するとし、例えば、次のような場合に異なるとしている (SFAS157, para. 17)。

- a. 当該取引が関連する当事者間のものである場合。
- b. 当該取引が強制下で生じる、または売り手が取引価格を受け入れることを強制される。例えば、

もし、売り手が財政的な苦境に陥っているならば、それが事例となるかもしれない。

- c. 取引価格によって表される会計単位が公正価値で測定される資産または負債の会計単位とは異なっている場合。例えば、もし資産または負債が公正価値で測定されていて、それが取引の構成要素の一部であるとしたならば、またはもし取引は書き留められていない権利および単独に測定されるべき特権を含むならば、またはもし取引価格が取引費用を含むならば、それらが事例となるかもしれない。

Q 5 比較できない（準予備的見解） 測定の属性をより緊密に表わす「現在出口価格」などの用語に置き換えるかどうかという質問に対して、IASB は次の予備的見解を示しているが、SFAS157では当該用語に関する記述が存在しないため、比較ができない。

IASB では入口価格も出口価格と同様に、企業に流入する、または流出する経済的便益の流れに関する市場の期待を反映すると考えている者もいる。したがって、当該メンバーは、「公正価値」という用語を、「現在入口価格」または「現在出口価格」など、測定の属性をより適格に表す用語に置き換えるべきであると提案している（IASB DP, para. 14）。

Q 6 同意していない（準予備的見解） 出口価格測定目的は実務で適用されている IFRS の公正価値測定目的とは異なるかどうかという質問に対して、IASB は次の準予備的見解を示して、FASB に対して批判的な見解を示している。IASB は、IFRS で要求される公正価値測定の中には、出口価格測定目的に整合しないものもあり、原初認識時において公正価値が要求される場合などは整合しないと説明している（IASB DP, para. 16）。

Q 7 同意していない（準予備的見解） SFAS157の市場参加者の考え方に同意するかという質問に対して、IASB は、IFRS で提案されている概念の方が、IFRS に規定される市場を基にした公正価値測定目的をさらに明確にするものであると考えている（IASB DP, para. 21）。

Q 8 同意（予備的見解） Q 7を受けて、SFAS157の市場参加者がIFRSの第三者間取引条件における知識のある自発的な当事者という概念に整合するかという質問に対して、IASB は次の予備的見解を示している。市場参加者という考え方は、一般的にIFRSに現在規定される第三者間取引条件における知識のある自発的な当事者という概念に整合するものであるというのが、IASBの予備的見解である。

Q 9 同意（予備的見解） 負債の公正価値を移転価格とするかという質問に対して、IASB は次の予備的見解を示し、SFAS157に同意している。

IFRSにおける負債の公正価値は決済価格であるが、SFAS157が採用する移転価格の方が、IFRSにおける公正価値測定目的をより正確に表わすことになるという、FASBに同意の見解を示している。すなわち、市場参加者の意見を反映する測定目的には、決済という考え方に包含される企業固有の効率性または非効率性を排除することができる移転という考え方が整合すると考えている。測定日時点で負債を引き受けることになる市場参加者が負債を引き受けるときに要求する対価は、最終的に相手方当事者と決済するときの経済的便益を包含する資源の想定される流出についての市場参加者の考えを反映するものとなるからである（IASB DP, para. 23）。

Q10 比較できない（見解なし） SFAS157の移転価格測定目的は、実務で適用するIFRSで要求

される公正価値測定と異なるかという質問に対して、IASBの見解が存在しないために比較ができない。

Q11 比較できない（未達見解） 観測できる市場の入力数値のみを基にした公正価値測定値が存在しない場合には、取引価格が原初認識時点の公正価値であると推定すべきかという質問に対して、IASBは次の同意する場合と同意しない場合の見解を示している。そして、予備的見解に達していないことから（IASB DP, para.30）、SFAS157とは比較できない。

IASBは、観測できる市場の入力数値のみを基にした公正価値測定値が存在しないならば、下記の2つの見解が存在すると考えている。

- (a) 見解1では、SFAS157の規定に完全に同意していない。つまり、取引価格（すなわち、支払う、または受領する対価の公正価値）が原初認識時点の公正価値の最善の証拠となると考えている（IASB DP, para.26）。
- (b) 見解2では、SFAS157の規定に同意している。つまり、公正価値について出口価格を測定することを目的とする場合には、観測できる市場の情報が公正価値測定値の確証となる、ならないに関係なく、IFRSにより公正価値が要求される場合にはいつでも、出口価格を首尾一貫して用いるべきであると考えている（IASB DP, para.29）。

Q12 比較できない（準予備的見解） 個々の金融商品においては、識別可能なりスクのポートフォリオベースの評価か交換における出口価格のどちらになるのかという質問に対して、IASBは次のメンバーからの意見を紹介しているに留まっているため、また、SFAS157では見解が存在しないため、現段階では比較ができない。

IASBは、SFAS157の規定がIFRSに適用されたとしたら、企業は個々の金融商品の交換について出口価格ではなく、企業が保有する個別の識別可能なりスクのポートフォリオベースの評価により金融資産および金融負債の公正価値を測定することになるのではないかと懸念を示す者もいる。そのような者は、IAS 39の48A項、AG71項およびAG75項の手引きを基に、IFRSにおける金融資産および金融負債に関する公正価値の測定の目的は、個々の金融商品に関し、通常のビジネス上の事項を検討した場合に、その動機が存在する測定日時点における第三者間の交換の取引価格がどのような金額となるかを確認することが必要であると述べている（IASB DP, para.31）。

Q13 同意（予備的見解） SFAS157と同様に、公正価値測定が主要な市場を基に、また当該市場が存在しなければ最も有利な市場を基にすべきであるという考えに同意するかという質問に対して、IASBは次の予備的見解を示し、SFAS157に同意している。

SFAS157では、公正価値測定は、異なる市場の価格の方が測定日時点で潜在的により有利であったとしても、主要な市場の価格（直接観測できる価格であろうと、あるいは評価技法を使用して決定された価格であろうと）を表すものでなければならないとしている（SFAS157, para.8）。

IASBは、予備的見解において、SFAS157のそれらの手引きと合致するとし、ほとんどの事例における資産または負債の主要な市場は、最も有利な市場を表している。しかし、企業は測定日時点でどの市場が最も有利となるかを判断するために複数の市場を継続的に監視する必要がないことに留意するよう見解で述べている。さらに、IASBは、資産または負債が主として売買される市場は、公正価

値測定に関し、より流動性のある、したがってより代表的な入力数値を提供するものであると考えている（IASB DP, para. 35）。

Q14 同意（予備的見解） SFAS157と同様に公正価値測定が資産または負債の固有の属性を検討することに同意するかという質問に対して、IASB は次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意している。IASB は、資産または負債の価格を決定する場合に市場参加者が考慮することになるであろう資産または負債に固有の属性を考慮することは適切であるとの予備的見解を示している（IASB DP, para. 38）。

Q15 同意（準予備的見解） SFAS157と同様に、取引費用は取引の属性であり資産または負債の属性ではないことに同意するかという質問に対して、IASB は次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意している。

取引費用は、資産または負債の属性ではなく、取引の属性であるということに、IASB は同意している。したがって、IASB は、属性は公正価値とは別個に検討しなければならない、それは現在のIFRSと整合していると考えている。一定のIFRSでは、資産または負債を発生する取引費用を控除した公正価値で測定しなければならない。例えば、IAS41に準拠して、販売時点費用の見積りを控除した公正価値で認識する生物資産などである。公正価値測定には取引費用は含まれず、むしろ、取引費用は販売時点費用の構成要素として、公正価値測定から別途控除することになる（IASB DP, para. 38）。

Q16 同意（予備的見解） SFAS157と同様に、負債の公正価値測定はその負債に関連する不履行リスクを反映するという考えに同意するかという質問に対して、IASB は次の予備的見解を示し、SFAS157に同意している。

不履行リスクは債務の移転時に、それが履行されない可能性のあるリスクに関連する。不履行リスクは企業自体の信用リスクを反映するがそれだけに限られないかもしれない。そのため、負債が公正価値で測定されるすべての会計期間において、負債の公正価値における企業自体の信用リスク（信用状況）以外の影響（信用特性）も企業は考慮する（SFAS157, para. 15）。IASB は、金融負債に関して、不履行リスクは債務が移転されるときに価値に影響をおよぼす信用特性であるという規定（IAS39）は、すべての負債に適用できるとし、SFAS157の立場に同意している。したがって、IASB は、負債の公正価値は不履行リスクを反映するものでなければならないという予備的見解を示している（IASB DP, para. 41）。

Q17 比較できない（準予備的見解） SFAS157の「使用による評価の前提」とIAS36の「使用価値」とが異なることが明確かどうかという質問に対して、IASB は次の準予備的見解を示している。しかし、SFAS157ではIAS36の「使用価値」との比較を行った記述が見当たらないため、比較ができない。

SFAS157では、最も高度かつ最善な資産の運用を基に、資産の公正価値を測定するのに用いることになる評価の前提が決まるとしている。評価の前提は、使用によるものと交換によるものがあり、どちらを用いるかは、資産が運用されるであろう範囲内の資産または資産グループの価値を最大にする市場参加者による資産の運用に関連する（SFAS157, paras. 12, 13）。

IAS36「資産の減損」では、資産または資金生成単位の減損の評価または測定に関連しては「使用

価値」という表現を用いている。IAS36の「使用価値」は、企業が資産（資産グループ）から得ると想定する将来キャッシュフローの見積りを織り込んでいるが、当該キャッシュフローに市場参加者の期待値を反映するように調整することを要求するものではない。したがって、結果として生じる価値は企業固有の価値となる。対照的に、SFAS157では、使用による評価の前提を用いて算定される公正価値測定値は市場を基礎とした測定値であり、企業固有の測定値とはならない。このような現況の下で、IASBは、SFAS157の「使用による評価の前提」の概念とIAS36の「使用価値」の概念の相違が明確になっているかどうかについてのコメントを求めている（IASB DP, para. 45）。

Q18 同意（準予備的見解） SFAS157に定められる公正価値階層に同意するかという質問に対して、次のように、SFAS157と同様に階層化を行うことに関して同意している。個々のIFRSは、公正価値を測定する場合に、どの情報を優先しなければならないかについての手引きを与えているが、すべての公正価値測定に適用する首尾一貫した階層を定めてはいない。首尾一貫した手引きが存在しないことにより、SFAS157よりIFRSの方がより複雑となり、比較可能性が低減していると指摘されている（IASB DP, para. 46）。しかし、IASBは、具体的にどのような階層にするのかについては見解が述べられていない。

Q19 比較できない（見解なし） 階層のレベル間の相違は明解になっているかという質問に対する見解がないため、比較はできない。SFAS157では、公正価値階層は、評価技法を用いて公正価値を測定する際に使用するインプットの優先順位を定める3つの階層で構成されている。そこでは、同一の資産または負債の活発な市場における相場価格に最も高い優先（レベル1）を与えている。観測できないインプットには、最も低い優先（レベル3）を与えている。そして、レベル1以外の観測できるインプットには2番目の優先（レベル2）を与えている。これに対してIASBは、これ以上の明解な見解をここでは示していない。

Q20 同意／同意していない（準予備的見解） この質問には、大量保有要因による調整を禁止するかという質問と、この規定は原則として公正価値階層のすべての階層に適用すべきかという質問がある。

前者に対しては、IASBは次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意している。IASBは、公正価値の測定に大量保有要因を用いることを禁止するということには概念上同意している（IASB DP, para. 49）。同様に、SFAS157でも、もし企業が単一の金融商品（ブロックを含む）のポジションを保有し、かつその商品が活発な市場において取引されるならば、そのポジションの公正価値は、それぞれの商品の相場価格に保有量を乗じたものとして公正価値階層のレベル1の範囲内で測定されるため、大量保有要因のために調整することは禁止している（SFAS157, para. 27）。

しかし、後者の質問に対しては、IASBは次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意していない。IASBでは、大量保有要因は、個々の金融商品について企業が大量のポジションをとるために生じる非流動性について調整することを意味するものであると述べられている。しかし、個々の金融商品の非流動性が企業のとるポジションの大きさに影響されることはない。金融商品が活発な市場で売買されておらず、市場参加者が個々の金融資産について支払う、または個々の金融負債について要求する対価に非流動性の影響が出る場合には、公正価値測定は非流動性を反映すべきである。しかしなが

ら、かかる調整においては、企業がとるポジションの大きさを考慮すべきではない。したがって、IASBは公正価値階層のすべての階層において、大量保有要因による調整は禁止されるべきであると結論付けている（IASB DP, para.49）。一方、SFAS157では、公正価値階層のレベル1の範囲内でのみ、大量保有要因による調整が禁止されている。

Q21 同意（予備的見解） SFAS157と同様に、買呼値および売呼値のスプレッドの範囲内にある価格を用いるかという質問に対して、IASBは次の準予備的見解を示し、SFAS157に同意している。IASBは、SFAS157と同様に、その状況において最も公正価値を表す買呼値および売呼値のスプレッドの範囲内にある価格を公正価値測定に使用すべきであるという予備的見解に達している（IASB DP, para.52）。

Q22 比較できない（未達見解） 価格決定基準（中値を基にした価格決定、あるいは資産については買呼値で負債については売呼値で評価）は、買呼値と売呼値のスプレッドの範囲内の別の価格が公正価値をより表すものでも許容されるべきかという質問に対して、IASBでは予備的見解に達していないと述べている（IASB DP, para.53）。これらに対する見解が見当たらないために、許容されているSFAS157とは比較ができない。

Q23 比較できない（未達見解） 買呼値と売呼値を基にする価格決定に関する手引きは、公正価値階層のすべての階層に適用すべきかという質問に対して、IASBでは予備的見解に達していないと述べている（IASB DP, para.53）。これらに対する見解が見当たらないために、SFAS157とは比較ができない。SFAS157では、公正価値階層のレベルに係わらず、状況において最も公正価値を表す買呼値および売呼値のスプレッドの範囲内にある価格が公正価値測定に使用される（SFAS157, para.31）。

Q24 比較できない（見解なし） SFAS157の開示規定が十分かどうかという質問に対して、SFAS157では該当する記述が十分ではなく、またIASBの該当する見解も見当たらないため、比較できない¹³。

Q25 比較できない（準予備的見解） 米国会計基準が要求していない状況がIFRSでは存在する場合において、SFAS157の適用の手引きが十分かどうかという質問であるため、SFAS157に該当する記述がないために比較はできない。IASBは、次の準予備的見解を示している。IFRSは米国会計基準が要求していない状況で、資産と負債を公正価値で測定することを要求している。例えば、生物資産はIAS41に準拠して販売時コストの見積り金額を控除した公正価値で測定されることになり、こうした規定は米国の会計基準にはみられない。したがって、公正価値の測定に関するある基準の規定がIFRSではどのように適用されるかを説明する追加の手引きが必要になるかもしれない（IASB DP, para.55）。

Q26 比較できない（準予備的見解） SFAS157の適用の手引きが、新興経済圏および発展途上経済圏に適用する場合に十分かどうかという質問であるため、SFAS157に該当する記述がなく、比較は

13 小西範幸、「財務諸表の表示に関する諸問題 ―新しい財務諸表の体系化を踏まえて―」『会計・監査ジャーナル』Vol.20, No.5 (2008) pp.65-73.

できない。IASB は、次の準予備的見解を示している。IASB は、公正価値プロジェクトで策定される原則は、すべての国のすべての公正価値測定に適用すべきであると考えている。しかし、IASB は、新興経済圏および発展途上経済圏の企業は、公正価値測定基準の規定を適用するために追加の手引きを必要とする場合があることも認めている。当該の手引きは、教育機会を利用して、また公正価値測定基準に付随する追加の適用の手引きを介して提供される。IASB は、新興経済圏および発展途上経済圏のニーズを満たすにはどのような方法が最善となるかについてコメントを受取りたいと考えている（IASB DP, para.56）。

V 追加的分析 –SFAS157公表までの論点の変遷を通して–

IASB DPにおいて8つの論点、すなわち①「出口価格測定の目的」、②「負債の移転対負債の決済」、③「主要な（または最も有利な）市場」、④「資産または負債固有の属性」、⑤「負債の評価」、⑥「公正価値階層」、⑦「大きなポジションとなる単一の金融商品（大量保有）」、⑧「買呼値および売呼値のスプレッド内での公正価値の測定」における11の質問については、SFAS157公表までのステートメントにおいて、その回答が異なってきている。そこで、ここでは、それらの変遷が予備的見解にどう影響しているのかをみとめる。

図表5-1は、それらの変遷を一覧にしたものである。そこからは、FASBがさまざまな議論を経ていった論点、換言すれば、コメントレーターの意見を受け入れた結果として変遷を重ねていった論点

図表5-1 論点の変遷

	ED	05WD	06WD	SFAS157	予備的見解
Q 3	入口価格でも 出口価格でもない	出口価格	出口価格	出口価格	出口価格（入口価格 もあり得る）
Q 8	知識があり独立性の ある自発的意思を もった当事者	市場参加者	市場参加者	市場参加者	市場参加者
Q 9	交換価格	移転価格	移転価格	移転価格	移転価格
Q13		最も有利な市場	主要な市場を想定、 それがなければ最も 有利な市場	主要な市場を想定、 それがなければ最も 有利な市場	主要な市場を想定、 それがなければ最も 有利な市場
Q14			固有属性の検討必要	固有属性の検討必要	固有属性の検討必要
Q15			取引の属性とする	取引の属性とする	取引の属性とする
Q16		不履行リスクを考慮 する	不履行リスクを考慮 する	不履行リスクを考慮 する	不履行リスクを考慮 する
Q18	階層化する			階層化する	階層化する
Q20	許可	使用禁止	使用禁止	使用禁止	使用禁止
Q21	資産は買呼値、負債 は売呼値	買呼値および売呼値 のスプレッド範囲内 の価格	買呼値および売呼値 のスプレッド範囲内 の価格	買呼値および売呼値 のスプレッド範囲内 の価格	買呼値および売呼値 のスプレッド範囲内 の価格
Q23	レベル1	レベル1	指定がない	レベルに関わらない	見解に至ってない

の殆どは、IASB が同意を表明していることが判明した。以下で、その説明を個々に行ってみる。

①「出口価格測定の目的」(I 論点 2 A)における、公正価値が出口価格として定義すべきであるかという質問に対して、IASB は SFAS157 の回答に同意していない(前章の「予備的見解の整理」の Q 3 を参照)。この質問については、FASB の論点 1 「公正価値の定義」を調べると、その回答が変遷している。ED においては、公正価値は資産または負債の交換価格であり(ED, para. 4)、入口価格あるいは出口価格からの視点から検討してはいない。しかし、05WD および 06WD では、公正価値は資産のために受け取る価格または負債を移転するために支払う価格であるとして(05WD, para. 5, 06WD, para. 5)、出口価格を採用している。最終的に、SFAS157 では、公正価値は資産を販売するために受け取るまたは負債を移転するために支払う価格であるとして(SFAS157, para. 5)、より出口価格の強調が行われるようになったが、IASB はこれに同意していない。

②「市場参加者の見解」(I 論点 2 B)における、市場参加者が IFRS の第三者間取引条件における知識のある自発的な当事者という概念に整合するかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している(前章の Q 8 を参照)。この質問については、FASB の論点 1 「公正価値の定義」を調べると、その回答が変遷していた。ED では、公正価値は取引の知識があり独立性のある自発的意思をもった当事者の視点から決定される。この当事者は独立した買い手と売り手を表す市場参加者となることが想定される(ED, paras. 4, 5)。これを 05WD 以降では、市場参加者の視点から測定を行うという考えをより明瞭に伝達するために「市場参加者」という用語で統一して表現するようになった。

③「負債の評価」(I 論点 2 C)における、負債の公正価値を移転価格とするかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している(前章の Q 9 を参照)。この質問については、FASB の論点 1 「公正価値の定義」を調べると、その回答が変遷している。ED では、公正価値は交換価格であるとし、移転とも決済とも明記していないが、05WD 以降は負債の場合は移転価格であるとするようになった。

④「主要な(または最も有利な)市場」(I 論点 4)における、公正価値測定は資産または負債の主要な市場を基にするべきかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している(前章の Q 13 を参照)。この質問については、FASB の論点 1 「公正価値の定義」を調べると、その回答が次のように変遷していた。

ED では、主要な(または最も有利な)市場に関する記述はない。そこで 05WD 以降の変遷を調べると、05WD では、異なる価格をもつ資産または負債の複数の市場が存在するならば、資産または負債の主要な市場は、最も有利な市場、つまり資産または負債の基準市場を表すことを前提としていた(05WD, para. 9)。06WD では、公正価値測定は「最も有利な市場」ではなく「主要な市場」をまず想定し、主要な市場が欠如した場合、最も有利な市場を想定すると変更した。

SFAS157 では、大多数の企業の目標は、利益または純資産を最大限にすることにあるという仮定を基礎にして、最も有利な市場によるアプローチが合理的であるという結論に達した。それは、ある資産または負債に関する主要な市場が最も有利な市場を表し、そのアプローチは、合理的な経済行動の買い手側および売り手側の双方を包含し、かつ正常な利益の動機付けと整合しているからである(SFAS157, para. C27)。

⑤「資産または負債固有の属性」（I 論点5）における、資産または負債固有の属性を検討すべきかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している（前章の Q14 を参照）。この質問については、FASB の論点1「公正価値の定義」を調べると、その回答が変遷していた。ED および 05WD では、これらに関する記述は見当たらないが、06WD では、SFAS157 と同様の見解が示されている。

同じ論点における、資産を販売または負債を移転するために発生する取引費用は取引の属性ですかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している（前章の Q15 を参照）。この質問については、FASB の論点1「公正価値の定義」を調べると、その回答が変遷していた。ED および 05WD では、これらに関する記述は見当たらないが、06WD では、SFAS157 と同様の見解が示されている。

⑥「負債の評価」（I 論点6）における、不履行リスクは負債の公正価値を測定するときには考慮すべきかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している（前章の Q16 を参照）。この質問については、FASB の論点1「公正価値の定義」を調べると、その回答が変遷していた。ED では、これらに関する記述は見当たらないが、05WD および 06WD では、SFAS157 と同様の見解が示されている。

⑦「公正価値階層」（I 論点8）における、SFAS157 に定められる階層に同意するかという質問に対して、IASB は SFAS157 に同意している（前章の Q18 を参照）。この質問については、FASB の論点5「公正価値階層」を調べると、その回答が次のように変遷していた。

ED では、公正価値階層は、資産または負債が同一であるか、類似であるか、または比較可能であるかという3つの階層（レベル1、2、3）で構成されていた。05WD および 06WD では、それらの記述はない。レベル1は ED も SFAS157 も同じ「調整されない相場価格」であったが、レベル2は異なっている。ED では、もし活発な市場における同一の資産または負債の相場価格が利用可能でなければ、公正価値は活発な市場における類似の資産または負債の相場価格の情報が利用可能な時はいつでも、客観的な相違の調整を行った相場価格を使用し見積られる（ED, para.19）。一方、SFAS157 では、レベル2の相場価格は、レベル1の範囲内に含まれる相場価格以外のインプットであり、それは資産または負債に対して直接的にまたは間接的に観測できるインプットである（SFAS157, para.28）として、その範囲を ED より拡大した。それは、全ての調整にはある程度の主観的判断および見積りを包含するため、ED のレベル2では制限的すぎるからである。

ED では、レベル3は、もし活発な市場における同一または類似の資産または負債の相場価格が利用可能（レベル1、レベル2）でないならば、あるいは、もし類似の資産間または負債間の相違が客観的に決定（レベル2）できないならば、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、およびコスト・アプローチと一致する評価技法を使用して見積られる（ED, para.21）。そこでは、観測できるインプットも含めている。しかし、SFAS157 では、レベル3のインプットは、資産または負債に対する観測できないインプットに限定して、観測できるインプットを排除した（SFAS157, para.30）。それは、ED のレベル3の中で報告、または開示する公正価値による測定値は広範にわたるためである。特に、当該測定値は、信頼性について広範にわたるため、そのような広範囲なものを単一レベルの中にもめることは、財務諸表の利用者の誤解を招き得るからである。

⑧「大きなポジションとなる単一の金融商品（大量保有）」（I 論点10）における、活発な市場にお

いて当該金融商品の相場価格が公表されているとき（レベル1）に、大量保有要因による調整を禁止するかという質問に対して、IASBはSFAS157に同意している（前章のQ20を参照）。FASBの論点8「ブロックの測定」を調べると、その回答が変遷していた。

EDでは、活発な市場における相場価格をもつ有価証券を大量に取引する場合は、多くの場合、公正価値は大量の取引の中で個々の取引の単位における相場価格の結果として見積られるが、大量保有要因を使用し見積ることも許可されている（ED, para.6の脚注5）。しかし、05WD以降では、それぞれの取引単位の相場価格に保有量を乗じたものとしてレベル1の範囲内で見積れるものに変更し、大量保有要因の使用を禁止した（05WD, para.28）。それは、ブロックの測定の際、大量保有要因を使用して公正価値を測定することは、他の個々の商品の相場価格に保有する数量を乗じた積を使用する他のFASBの公式見解の要求への例外を許容することになり、GAAP内での整合性が保たれないからである（SFAS157, para.C75）。

⑨「買呼値および売呼値のスプレッド内での公正価値の測定」（I論点10）における、買呼値と売呼値のスプレッド内の価格を用いて公正価値測定値を算定すべきであるかという質問に対して、IASBはSFAS157に同意している（前章のQ21を参照）。この質問については、FASBの論点7「買呼値および売呼値」を調べると、その回答が変遷していた。

EDでは、買呼値および売呼値を測定に用いる際、資産は買呼値、負債は売呼値と限定していた（ED, para.17）。しかし、05WDと06WDでは、SFAS157と同様に、公正価値は状況の中で公正価値を最も表わすことになる買呼値および売呼値のスプレッド範囲内の価格であるとし、範囲を広げる変更をしている。EDで主張された単一の呼値スプレッド価格決定法は、買呼値および売呼値を使用する公正価値による測定値の整合性および比較可能性を最大限にする。しかし、異なる市場参加者が買呼値および売呼値のスプレッド中の異なる価格により取引するため、結果としての測定値は全ての場合に目的適格的ではない（SFAS157, para.C90）。

同じ論点における、買呼値と売呼値を基にする価格決定に関する手引きは、公正価値階層のすべてのレベルに適用すべきであるかという質問に対して、IASBでは予備的見解に達していない（前章のQ23を参照）。この質問については、FASBの論点7「買呼値および売呼値」を調べると、その回答が変遷している。

EDおよび05WDでは、公正価値階層のレベル1の中にある買呼値および売呼値を使用することを規定していたが、06WDではレベルを指定した記述がない。その後のSFAS157ではレベルに関わらないという記述があることより、その範囲を広げた変更が行われたと理解することができる。この変更は、レベル1の中で要求する呼値スプレッド価格決定法を再検討した際、その価格を継続して決定する限り、公正価値階層のすべてのレベルの中で資産または負債の公正価値を測定するためには、その状況のもとで公正価値を最も表わす買呼値および売呼値のスプレッド価格を使用すべきであると決定したため生じたものである（SFAS157, para.C91）。

おわりに ー 課題と展望 ー

IASB DPは2006年11月に公表され、翌年5月にコメントが締め切られた。そこには136通のコメントが寄せられ、それを基に、①作業プロジェクトの目的の確認が行われ、②コメントによって指摘された主要論点、③今後の作業計画が議論された¹⁴。

作業プロジェクトの目的は、(a) 現在出口価格 (current exit value) に基づく測定ベースに関する原則および測定の手引きを開発すること、(b) IFRS の各基準の測定ベースが出口価格であるかどうかを評価するために、基準ごとに求められているまたは許容されている公正価値測定の内容の検討を完成させることであることが確認された。

コメントによって指摘された主要論点では、24の質問の1つ1つに対しての暫定的な分析結果および主要論点の提示が行われた。そこでは、24の質問についての議論は行われたが暫定合意された事項は見当たらない。ここでは、コメントの分析の幾つかを紹介してみる。

- (a) 財務諸表の利用者からのコメントが少なかった。
- (b) IASB DPでは、どのように公正価値計算を行うのかのみを扱っているものであり、既に公正価値による測定を求めている IFRS が前提である。したがって、新たに公正価値測定を求める範囲を拡大することは意図していない。ここでは、公正価値測定の対象範囲についての検討は対象外であるにもかかわらず、金融商品の公正価値測定に対する支持が寄せられたのに対して、非金融資産および金融負債の公正価値測定には否定的な意見が多く寄せられた。
- (c) 本作業プロジェクトの必要性を殆どのコメントの回答者は認めていた。その理由は、公正価値測定の処理に対する単一の基準作成は、IFRS の質の向上につながり、更に、米国の会計基準とのコンバージェンスの推進に役立つからである。もし、FASB と IASB の公正価値測定基準に差異が生じれば、投資家に説明するのが困難になるという指摘も寄せられた。
- (d) SFAS157が公表されて間がないので、IASB が FASB と異なる見解を有するに至った場合に、FASB は SFAS157の改訂に消極的になる恐れがある。その場合、IASB は SFAS157を採用せざるを得なくなるのではないかという懸念も寄せられた。

今後の作業計画が、上記のような暫定的なコメントの分析を基に示された。そこでは、毎月のペースで議論を進め、2009年の第3四半期に当該公開草案の公表が予定されている。

14 IASB (2007, 10) *IASB Update*, IASB.

A Comparative Study of Fair Value Measurements in SFAS No.157 and IFRS Discussion Paper

KONISHI Noriyuki

FUJIWARA Hanae

The disclosure of fair value in financial reporting is of great interest and useful to preparers, auditors, users and regulators. The purpose of our article is that the Discussion Paper on Fair Value Measurement (DP) which International Accounting Standards Board (IASB) published in November 2006 is in analyzing.

The DP is aimed at addressing requests from a number of interested parties seeking additional guidance on the measurement of fair value. International Financial Reporting Standards (IFRS) already require some assets, liabilities and equity instruments to be measured at fair value in some circumstances. However, guidance on measuring fair value is dispersed throughout IFRS and is not always consistent. The DP is not about expanding the use of fair value in financial reporting, but about how to codify, clarify and simplify the guidance that is at present dispersed widely in IFRS.

In the US the Financial Accounting Standards Board (FASB) has already issued an accounting standard in September 2006, SFAS No.157 “Fair Value Measurements”, on which work was well advanced before the IASB launched its own project. Three statements were issued by publicity of SFAS No.157. The first issue is the Exposure Draft “Fair Value Measurement” in June 2004, the second issue is Working Draft “Fair Value Measurement” in October 2005, and revised Working Draft issued in March 2006.

SFAS No.157 establishes a single definition of fair value together with a framework for measuring fair value for financial reports prepared in accordance with US generally accepted accounting principles. Consistently with its commitment to the convergence of IFRS and US GAAP, IASB decided to use the US standard as the starting point for its own deliberations. The DP is the first stage of the IASB’s fair value measurement project. Comparing DP with SFAS No.157 and the three statements in our article, it comes out that DP almost agree with SFAS No.157 as concerns fair value measurement concept.